

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案参考条文 目次

- 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（令和五年条約第一号）（抄）……………3
- 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）（抄）……………3
- 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）……………3
- 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）……………3
- 少年の保護事件に係る補償に関する法律（平成四年法律第八十四号）（抄）……………3
- 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）（抄）……………3
- 防衛省設置法の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）……………3

○ 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（令和五年）

条約第 号）（抄）

第一条

この協定の適用上、

- (a) 「文民構成員」とは、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、訪問部隊に随伴する派遣国の文民たる国民であつて、訪問部隊に雇用され、又は訪問部隊に勤務するもの（接受国に通常居住する者及び訪問部隊又は訪問部隊に代わる者に雇用される契約者を除く。）をいう。

(b) （略）

- (c) 「訪問部隊」とは、一方の締約国の部隊であつて、他方の締約国の同意を得て、第四条1に定義する協力活動に関連して当該他方の締約国の領域に所在するものをいう。

(d) 訪問部隊の「構成員」とは、訪問部隊に属する者をいう。

- (e) 「公用車両」とは、派遣国が所有し、又は別段の定めがある場合を除くほか、専ら派遣国が賃借する自動車（モーターサイクル及び装甲車両を含む。）であつて、訪問部隊の構成員又は文民構成員が公務の執行のために運行するものをいう。

(f) • (g) （略）

第二十一条

1 (3) （略）

4 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定を適用する。

- (a) 派遣国の当局は、次の罪については、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(i) 専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪又は専ら他の訪問部隊の構成員若しくは文民構成員の身体若しくは財産のみに対する罪

(ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

(b) • (d) （略）

5 (3) 10 （略）

第二十三条

1 (4) （略）

- 5 公務執行中の訪問部隊の構成員若しくは文民構成員の作為若しくは不作為又は訪問部隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故であつて、接受国において第三者の財産に損害を与える、又は第三者を負傷させ、若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が次の規定に従つて処理する。

- (a) 全ての請求は、接受国の中の部隊の行動から生ずる請求権に適用される接受国の法令に従つて提起し、審査し、解決し、又は裁判する。接受国は、裁判

することとなる場合を除くほか、派遣国と協議して当該請求を解決する。

(b) 接受国によって申立人との間で合意され、又は裁判によつて決定された額の支払は、接受国ができる限り速やかに自国の通貨で行う。

(c) 接受国は、派遣国に対し、全ての請求に関する事項を通報し、自国による当該請求の処理について隨時通報する。接受国は、当該請求に対する抗弁及び当該請求の解決について派遣国の合理的な依頼を考慮する。

(d) 接受国がこの5の規定に従つて支払を行つた各請求は、その明細及び(e)の規定による分担案とともに派遣国に通報する。二箇月以内に派遣国の回答がなかつた場合には、その分担案は、派遣国が受諾したものとみなす。

(e) (a)から(d)までの規定に従つて請求を満たすために要した費用（接受国が当該請求の処理において負担した合理的な費用を含む。）は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、両締約国が次のとおり分担する。

(i) いずれかの締約国のみが損害、負傷又は死亡について責任を負う場合には、当該締約国は、当該請求に係る費用の全額を単独で負担する。

(ii) 両締約国が損害、負傷又は死亡について責任を負い、かつ、それぞれの責任の程度を相互に決定することができる場合には、各締約国は、解決のために合意され、又は裁判によつて決定された額のうち自国の責任の程度に相当する部分を負担する。

(iii) 両締約国が損害、負傷若しくは死亡について責任を負い、かつ、それぞれの責任の程度を相互に決定することができない場合には、かくは死亡が両締約国によつて生じ、かつ、当該損害、負傷若しくは死亡についていずれかの締約国が均等に分担する。

(f) この5の規定に従つて処理する各請求であつて(e)の規定による比率に基づく分担案が(d)の規定に従つて受諾されたものについて接受国が直前の六箇月の期間内に支払った額の明細書は、償還の要請及び支払の明細とともに六箇月ごとに派遣国に送付する。当該償還は、できる限り速やかに、かつ、派遣国が当該明細書を受領した日から遅くとも二箇月以内に接受国の通貨で行う。

(g) 請求を満たす額の接受国による支払（合意による解決による支払（合意による解決に従つて行われたものであるか接受国のある裁判所による裁判に従つて行われたものであるかを問わない。）は、(d)から(f)までの規定の適用を妨げることなく、当該請求に対する責任を完全に解除するものとする。当該支払又は支払を認めない旨の接受国のある裁判所による確定した裁判は、両締約国に対し拘束力を有する最終的なものとする。

## 6 5の規定は、次の請求権については、適用しない。

(a) 民間の保険による填補の対象となる公用車両の使用から生ずる請求権（当該保険による填補の対象となる範囲に限る。）

(b) 契約による請求権。契約から生ずる請求権は、関連する契約の内容に従つて処理する。いずれの締約国も、第三者に対する責任に對する他方の締約国に対する請求に對する請求について當該契約者に補償しない。

(c) 船舶の航行若しくは運用若しくは貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はこれらに関連して生ずる財産に対する損害についての請求権（5(e)の規定が3に規定する請求権に適用される範囲を除く。）。ただし、両締約国が相互に決定する海事に関する請求権については、この限りでない。

## ○ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）（抄）

（報告、検査及び調査）

第九十四条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体に、国土交通省令で定める手続に従い、事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の所有若しくは使用に關し、報告をさせることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、適正化機関に、国土交通省令で定める手続に従い、その事業に關し、報告をさせることができる。

3 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関に、国土交通省令で定める手続に従い、試験事務に關し、報告をさせることができる。

4 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員をして自動車、自動車の所在する場所又は道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者若しくはこれらの者の組織する団体の事務所その他の事業場（道路運送事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の管理に係るものに限る。）に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

5 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員をして適正化機関又は指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

6 国土交通大臣は、自動車による輸送の実情の調査を行うため特に必要があると認めるときは、その職員をして、当該調査のため必要な限度において、道路を通行する自動車の運転者に対し一時当該自動車を停止することを求め、及び運転者又はその補助者に輸送の経路、貨物の種類その他の事項を質問させることができる。

7 前三項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（自動車に関する表示）

第九十五条 自動車（軽自動車たる自家用自動車、乗車定員十人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。）を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

## ○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）

（登録の一般的効力）

第四条 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。以下第二十九条から第三十二条までを除き本章において同じ。）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

（自動車登録番号標の表示の義務）

第十九条 自動車は、第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

（車台番号等の打刻）

第二十九条 自動車の製作を業とする者、自動車の車台又は原動機の製作を業とする者及び国土交通大臣が指定した者以外の者は、自動車の車台番号又は原動機の型式を打刻してはならない。

2 自動車の製作を業とする者、自動車の車台又は原動機の製作を業とする者及び前項の指定を受けた者が自動車の車台番号又は原動機の型式を打刻しようとするとときは、その様式その他の国土交通省令で定める事項についてあらかじめ国土交通大臣に届け出て、その届け出たところに従い、これをしなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の届出に係る事項が適当でないと認めるときは、その変更を命ずることができる。

（打刻の塗まつ等の禁止）

第三十一条 何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、整備のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は次条の規定による命令を受けたときは、この限りでない。

（職権による打刻等）

第三十二条 国土交通大臣は、自動車が左の各号の一に該当するときは、その所有者に対し、車台番号若しくは原動機の型式の打刻を受け、若しくはその打刻を塗まつすべきことを命じ、又は自ら車台番号若しくは原動機の型式の打刻を塗まつし、若しくは打刻をすることができる。

- 一 車台番号又は原動機の型式の打刻を有しないとき。
- 二 当該自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻が他の自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻と類似のものであるとき。
- 三 当該自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻が識別困難なものであるとき。

（譲渡証明書等）

第三十三条 自動車を譲渡する者は、次に掲げる事項を記載した譲渡証明書を譲受人に交付しなければならない。

- 一 譲渡の年月日
- 二 車名及び型式

### 三 車台番号及び原動機の型式

四 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所

2 前項の譲渡証明書は、譲渡に係る自動車一両につき、二通以上交付してはならない。

3 自動車を譲渡する者は、当該自動車に関して既に交付を受けている第一項の譲渡証明書を有するときは、これを譲受人に交付しなければならない。

4 自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）を譲渡する者は、第一項の規定による譲渡証明書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該譲渡証明書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）により登録情報処理機関に提供することができる。

5 前項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、同項の自動車を譲渡する者は、当該譲渡証明書を当該譲受人に交付したものとみなす。

#### （自動車の構造）

第四十条 自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一 長さ、幅及び高さ

二 最低地上高

三 車両総重量（車両重量、最大積載量及び五十五キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。）

四 車輪にかかる荷重

五 車輪にかかる荷重の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。）に対する割合  
六 車輪にかかる荷重の車両総重量に対する割合

七 最大安定傾斜角度

八 最小回転半径

九 接地部及び接地圧

#### （自動車の装置）

第四十一条 自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一 原動機及び動力伝達装置

二 車輪及び車軸、そりその他の走行装置

三 操縦装置

四 制動装置

五 ばねその他の緩衝装置  
六 燃料装置及び電気装置

七 車枠及び車体  
八 連結装置

九 乗車装置及び物品積載装置

十 前面ガラスその他の窓ガラス  
十一 消音器その他の騒音防止装置

十二 ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置  
十三 前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器

十四 警音器その他の警報装置

十五 方向指示器その他の指示装置

十六 後写鏡、窓拭き器その他の視野を確保する装置  
十七 速度計、走行距離計その他の計器

十八 消火器その他の防火装置  
十九 内圧容器及びその附属装置

二十 自動運行装置

二十一 その他政令で定める特に必要な自動車の装置

2 前項第二十号の「自動運行装置」とは、プログラム（電子計算機（入出力装置を含む。この項及び第九十九条の三第一項第一号を除き、以下同じ。）に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により自動的に自動車を運行させるために必要な、自動車の運行時の状態及び周囲の状況を検知するためのセンサー並びに当該センサーから送信された情報を処理するための電子計算機及びプログラムを主たる構成要素とする装置であつて、当該装置ごとに国土交通大臣が付する条件で使用される場合において、自動車を運行する者の操縦に係る認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替する機能を有し、かつ、当該機能の作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置を備えるものをいう。  
(乗車定員又は最大積載量)

第四十二条 自動車は、乗車定員又は最大積載量について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければならない。  
(自動車の保安上の技術基準についての制限の付加)

第四十三条 地方運輸局長は、勾配、曲折、ぬかるみ、積雪、結氷その他の路面の状況等により保安上危険な道路において主として運行する自動車の使用者に対し、当該自動車につき、第四十条の規定による同条各号についての制限、第四十一条第一項の規定による走行装置、制動装置、灯火装置若しくは警報装置についての制限又は前条の規定による乗車定員若しくは最大積載量についての制限を付加することができる。

2 地方運輸局長は、前項の行為をするときは、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

(原動機付自転車の構造及び装置)

第四十四条 原動機付自転車は、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一 長さ、幅及び高さ

二 接地部及び接地圧

三 制動装置

四 車体

五 ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置

六 前照灯、番号灯、尾灯、制動灯及び後部反射器

七 警音器

八 消音器

九 方向指示器

十 後写鏡

十一 速度計

(軽車両の構造及び装置)

第四十五条 軽車両は、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一 長さ、幅及び高さ

二 接地部及び接地圧

三 制動装置

四 車体

五 警音器

(使用者の点検及び整備の義務)

第四十七条 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備することにより、当該自動車を保安基準に適合するよう維持しなければなら

ない。

(日常点検整備)

第四十七条の二 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

2 次条第一項第一号及び第二号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、一日一回、その運行の開始前ににおいて、同項の規定による点検をしなければならない。

3 自動車の使用者は、前二項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがあるため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

(定期点検整備)

第四十八条 自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第一項及び第五十四条第四項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

一 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量八トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 三月

二 道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く。） 六月

三 前二号に掲げる自動車以外の自動車 一年

2 前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

(点検整備記録簿)

第四十九条 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について前条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 点検の年月日

二 点検の結果

三 整備の概要

四 整備を完了した年月日

五 その他国土交通省令で定める事項

2 自動車（第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。）の使用者は、当該自動車について特定整備（原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置、連結装置又は自動運行装置（第四十一条第二項に規定する自動運行装置

をいう。第九十九条の三第一項第一号において同じ。）を取り外して行う自動車の整備又は改造その他のこれらの装置の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造（同号に掲げる行為を除く。）であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）をしたときは、遅滞なく、前項の点検整備記録簿に同項第三号から第五号までに掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前条第二項において準用する第四十七条の二第三項の規定による必要な整備として当該特定整備をしたとき及び第七十八条第四項に規定する自動車特定整備事業者が当該特定整備を実施したときは、この限りでない。

### 3 点検整備記録簿の保存期間は、国土交通省令で定める。

（整備管理者）

第五十条 自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とすると認められる車両総重量八トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であつて国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。

2 前項の規定により整備管理者を選任しなければならない者（以下「大型自動車使用者等」という。）は、整備管理者に対し、その職務の執行に必要な権限を与えるなければならない。

（整備命令等）

第五十四条 地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるとき（次条第一項に規定するときを除く。）は、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。この場合において、地方運輸局長は、保安基準に適合しない状態にある当該自動車の使用者に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に關し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。

2 地方運輸局長は、自動車の使用者が前項の規定による命令又は指示に従わない場合において、当該自動車が保安基準に適合しない状態にあるときは、当該自動車の使用を停止することができる。

3 地方運輸局長は、前項の处分に係る自動車が保安基準に適合するに至つたときは、直ちに同項の处分を取り消さなければならない。

4 地方運輸局長は、第一項の規定により整備を命ずる場合において、当該保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態が、劣化又は摩耗により生ずる状態であつて国土交通省令で定めるものであり、かつ、当該自動車について、点検整備記録簿の有無及び記載内容その他の事項を確認した結果第四十八条第一項の規定による点検で国土交通省令で定めるものが行われていないことが判明したときは、当該自動車の使用者に対し、当該点検（第一項の規定により整備を命ずる部分に係るもの）をし、及び必要に応じ整備をすべきことを勧告することができる。

第五十四条の二 地方運輸局長は、自動車（小型特殊自動車を除く。）が保安基準に適合しない状態にあり、かつ、その原因が自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為に起因するものと認められるときは、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合させるために

必要な整備を行うべきことを命ずることができる。この場合において、地方運輸局長は、当該自動車の使用者に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に關し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。

2 地方運輸局長は、前項の規定により整備を命じたときは、当該自動車の前面の見やすい箇所に、国土交通省令で定めるところにより、整備命令標章をはり付けなければならない。

3 何人も、前項の規定によりはり付けられた整備命令標章を破損し、又は汚損してはならず、また、第五項の規定により第一項の規定による命令を取り消された後でなければこれを取り除いてはならない。

4 第一項の規定による命令を受けた自動車の使用者は、当該命令を受けた日から十五日以内に、地方運輸局長に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行つた当該自動車及び当該自動車に係る自動車検査証を提示しなければならない。

5 地方運輸局長は、前項の提示に係る自動車が保安基準に適合するに至つたときは、直ちに第一項の規定による命令を取り消さなければならない。

6 地方運輸局長は、自動車の使用者が第一項の規定による命令若しくは指示に従わないときは第三項若しくは第四項の規定に違反したときは、六月以内の期間を定めて、当該自動車の使用を停止することができる。

7 前項の处分に係る自動車の使用者は、同項の規定による自動車の使用の停止の期間の満了の日までに当該自動車が保安基準に適合するに至らないときは、当該期間の満了後も当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間は、これを運行の用に供してはならない。

#### (自動車車庫に関する勧告)

第五十六条 国土交通大臣は、自動車の使用者に対し、その用に供する自動車車庫に關し、国土交通省令で定める技術上の基準によるべきことを勧告することができる。

#### (自動車の検査及び自動車検査証)

第五十八条 自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。）は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 自動車検査証は、車台番号、使用者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項が記載され、かつ、これらの事項、有効期間その他国土交通省令で定める事項（以下「自動車検査証記録事項」という。）が電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録されたカードとする。

3 自動車検査証は、特定の自動車を識別して行う事務を処理する国の行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であつて国土交通省令で定めるものが、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査証の自動車検査証記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該事務を処理するために必要な事項を記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、自動車検査証記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の自動車検査記録事項の安全管理を図るために必要なものとして国土交通大臣が定める基準に従つて自動車検査証を取り扱わなければならない。

(臨時検査)

- 第六十三条 国土交通大臣は、一定の範囲の自動車又は検査対象外軽自動車について、事故が著しく生じている等によりその構造、装置又は性能が保安基準に適合していないおそれがあると認めるときは、期間を定めて、これらの自動車又は検査対象外軽自動車について次項の規定による臨時検査を受けるべき旨を公示することができる。
- 2 前項の公示に係る自動車（登録自動車並びに車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車に限る。以下この条において同じ。）又は検査対象外軽自動車の使用者は、当該公示に係る同項の期間内に、当該自動車又は検査対象外軽自動車を提示して、国土交通大臣の行なう臨時検査を受けなければならない。ただし、同項の公示に係る自動車で当該公示に係る同項の期間の末日の前に有効期間が満了した自動車検査証の交付を受けていたものについて臨時検査を受けるべき時期は、当該有効期間の満了後これを使用しようとする時とすることができる。
- 3 第五十九条第三項、前条第一項後段及び同条第二項の規定は、臨時検査について準用する。
- 4 第一項の公示に係る自動車で当該公示に係る同項の期間内に臨時検査を受けなかつたものに係る自動車検査証でその期間の末日に有効であるものは、その期間の経過後は、その効力を失う。この場合において、当該自動車の使用者は、すみやかに、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。
- 5 國土交通大臣は、臨時検査の結果、当該検査対象外軽自動車が保安基準に適合すると認めるときは、その使用者に臨時検査合格標章を交付するものとする。
- 6 第一項の公示に係る検査対象外軽自動車は、当該公示に係る同項の期間に引き続く国土交通省令で定める期間内は、国土交通省令で定めるところにより臨時検査合格標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。
- 7 第二項及び第四項の規定は、第一項の公示に係る自動車で当該公示のあつた日以後当該公示に係る同項の期間の末日までに新規検査又は構造等変更検査を受けたもの及びこれに係る自動車検査証については、適用しない。
- (自動車検査証の備付け等)
- 第六十六条 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。
- 2 國土交通大臣は、次の場合には、使用者に検査標章を交付しなければならない。
- 一 第六十条第一項又は第七十二条第四項の規定により自動車検査証を交付するとき。
- 二 第六十二条第二項（第六十三条第三項及び次条第四項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証に有効期間を記録して、これを返付するとき。
- 3 検査標章には、国土交通省令で定めるところにより、その交付の際の当該自動車検査証の有効期間の満了する時期を表示するものとする。
- 4 検査標章の有効期間は、その交付の際の当該自動車の自動車検査証の有効期間と同一とする。
- 5 検査標章は、当該自動車検査証がその効力を失つたとき、又は継続検査、臨時検査若しくは構造等変更検査の結果、当該自動車検査証の返付を受ける

ことができなかつたときは、当該自動車に表示してはならない。

(車両番号標の表示の義務等)

第七十三条 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車は、第六十条第一項後段の規定により指定を受けた車両番号を記載した車両番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該車両番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 (略)

(検査対象外軽自動車の使用の届出等)

第九十七条の三 検査対象外軽自動車は、その使用者が、その使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に届け出て、車両番号の指定を受けなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 第七十三条第一項の規定は、検査対象外軽自動車について準用する。

3 前項において準用する第七十三条第一項の規定により検査対象外軽自動車に表示する車両番号標に関する事項は、国土交通省令で定める。

(保安基準の規定の準用)

第九十九条 第四十条から第四十二条までの規定は、道路以外の場所において使用する自動車であつて多数の人員の輸送を行うものその他政令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上特に重要なものの使用について準用する。

(不正改造等の禁止)

第九十九条の二 何人も、第五十八条第一項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は第九十七条の三第一項の規定により使用の届出を行つている検査対象外軽自動車（以下「自動車検査証交付済自動車等」という。）について、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であつて、当該自動車が保安基準に適合しないこととなるものを行つてはならない。

(特定改造等の許可)

第九十九条の三 自動車検査証交付済自動車等について、次に掲げる行為（以下「特定改造等」という。）をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

一 自動運行装置その他の装置に組み込まれたプログラム等（プログラムその他の電子計算機による処理の用に供する情報をいう。以下同じ。）の改变による自動車の改造であつて、当該改造のためのプログラム等が適切なものでなければ自動車が保安基準に適合しなくなるおそれのあるものとして国土交通省令で定めるものを電気通信回線を使用する方法その他の国土交通省令で定める方法によりする行為

二 前号に規定する改造をさせる目的をもつて、電気通信回線を使用する方法その他の国土交通省令で定める方法により自動車の使用者その他の者に対し当該改造のためのプログラム等を提供する行為

2 第七十八条第三項及び第四項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「条件」とあるのは、「条件又は期限」と

読み替えるものとする。

- 3 國土交通大臣は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
    - 一 申請者が特定改造等を適確に実施するに足りる能力及び体制を有する者として國土交通省令で定める基準に適合すること。
    - 二 申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車が保安基準に適合すること。
  - 4 第一項の許可を受けた者は、その能力及び体制を、前項第一号の國土交通省令で定める基準に適合するよう維持しなければならない。
  - 5 第一項の許可を受けた者は、前項に定めるもののほか、プログラム等の適切な管理及び確実な改変その他特定改造等の適確な実施を確保するために必要なものとして國土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。
  - 6 國土交通大臣は、第一項の許可を受けた者の能力及び体制が第三項第一号の國土交通省令で定める基準に適合せず、又は第一項の許可を受けた者が特定改造等に關し前項の國土交通省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、当該者に対し、その能力及び体制を基準に適合させるため、又は特定改造等の適確な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
  - 7 國土交通大臣は、第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて特定改造等の停止を命じ、又は同項の許可を取り消すことができる。
    - 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したとき。
    - 二 第二項において準用する第七十八条第三項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
    - 三 偽りその他不正の手段により第一項の許可を受けたとき。
  - 8 國土交通大臣は、第一項の許可に関する事務のうち、次に掲げるものを機構に行わせるものとする。
    - 一 第一項の許可の申請者が特定改造等を適確に実施するに足りる能力を有するかどうかの審査
    - 二 第一項の許可の申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車が保安基準に適合するかどうかの審査
  - 9 機構は、前項各号に掲げる審査を行つたときは、遅滞なく、これらの審査の結果を國土交通省令で定めるところにより國土交通大臣に通知しなければならない。
- (報告徵収及び立入検査)
- 第一百条 当該行政庁は、第七十五条の六第一項に定めるもののほか、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に關し報告をさせることができる。
- 一 道路運送車両の所有者又は使用者
  - 二 自動車登録番号標交付代行者
  - 三 引取業者
- 四 第二十八条の三第一項の規定により封印の取付けの委託を受けた者

五 第二十九条第二項又は第三十条の規定により届出をした者

六 第三十六条の二第一項の許可を受けた者

七 第五十五条第三項の規定によりその設ける自動車整備士の養成施設について指定を受けた者

八 特定記録等事務代行者

九 特定変更記録事務代行者

十 第七十五条第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者

十一 第七十五条の二第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者

十二 第七十五条の三第一項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者

十三 自動車特定整備事業者

十四 優良自動車整備事業者の認定を受けた者

十五 指定自動車整備事業者

十六 登録情報処理機関

十七 登録情報提供機関

十八 情報管理センター

十九 第四十九条の三第一項の許可を受けた者

2 当該職員は、第七十五条の六第一項に定めるもののほか、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者の事務所その他の事業場又は道路運送車両の所在すると認める場所に立ち入り、道路運送車両、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## ○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第一百九十九条 檢察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。ただし、三十万円（刑法、暴力行為等处罚に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、二万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まつた住居を有しない場合又は正当な理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。

② 裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国

家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。以下本条において同じ。）の請求により、前項の逮捕状を発する。但し、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない。

③ 檢察官又は司法警察員は、第一項の逮捕状を請求する場合において、同一の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは、その旨を裁判所に通知しなければならない。

第二百三条 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない。

②～⑤ （略）

第二百四条 檢察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者（前条の規定により送致された被疑者を除く。）を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。

但し、その時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

②～⑤ （略）

第二百五条 （略）

② 前項の時間の制限は、被疑者が身体を拘束された時から七十二時間を超えることができない。

③・④ （略）

## ○ 少年の保護事件に係る補償に関する法律（平成四年法律第八十四号）（抄）

（補償の要件）

第二条 少年法に規定する保護事件を終結させるいづれかの決定においてその全部又は一部の審判事由の存在が認められないことにより当該全部又は一部の審判事由につき審判を開始せず又は保護処分に付きない旨の判断がされ、その決定が確定した場合において、その決定を受けた者が当該全部又は一部の審判事由に関して次に掲げる身体の自由の拘束を受けたものであるときは、国は、その者に対し、この法律の定めるところにより、当該身体の自由の拘束による補償をするものとする。

一 （略）

二 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の規定による逮捕、勾留及び勾引、同法第二百六十七条第一項（少年法第十四条第二項において準用する場合を含む。）又は刑事訴訟法第二百二十四条第二項の規定による留置並びに刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）第二十六条に規定する外国がした抑留又は拘禁

○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛及び警備に関すること。
- 二 自衛隊（自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。）の行動に関すること。
- 三 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の組織、定員、編成、装備及び配置に関すること。
- 四 前三号の事務に必要な情報の収集整理に関すること。
- 五 職員の人事に関すること。
- 六 職員の補充に関すること。
- 七 礼式及び服制に関すること。
- 八 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。
- 九 所掌事務の遂行に必要な教育訓練に関すること。
- 十 職員の保健衛生に関すること。
- 十一 経費及び収入の予算及び決算並びに会計及び会計の監査に関すること。
- 十二 所掌事務に係る施設の取得及び管理に関すること。
- 十三 所掌事務に係る装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（以下「装備品等」という。）の調達、補給及び管理並びに役務の調達に関すること。
- 十四 装備品等の研究開発に関すること。
- 十五 前号の研究開発に関する技術的調査研究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施に関すること。
- 十六 自衛隊法第二百五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。
- 十七 防衛に関する知識の普及及び宣伝を行うこと。
- 十八 所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと。
- 十九 条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関すること。
- 二十 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する措置法（昭和五十一年法律第四十号）第二条第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに関する措置に関すること。

二十一 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）第三条から第九条までの規定による措置に關すること。

二十二 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に關すること。

二十三 相互防衛援助協定の実施に係る円資金の提供並びに不動産、備品、需品及び役務（労務を除く。）の調達、提供及び管理に關すること。

二十四 駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員（次号において「駐留軍等」という。）による又はそのための物品及び役務の調達に關する契約から生ずる紛争の処理に關すること。

二十五 駐留軍等及び諸機関（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定（以下この項において「合衆国軍協定」という。）第十五条第一項(a)に規定する諸機関をいう。）のために労務に服する者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に關すること。

二十六 特別調達資金（特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）第一条に規定する特別調達資金をいう。）の經理に關すること。

二十七 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に關する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に關すること。

二十八 防衛施設周辺の生活環境の整備等に關する法律第十三条第一項及び日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に關する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）第一条第一項の規定による損失の補償に關すること。

二十九 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に關する法律（平成十六年法律第二百三号）第十四条第一項の規定による損失の補償に關すること。

三十 合衆国軍協定第十八条及び日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定第十八条の規定に基づく請求の処理に關すること。

三十一 合衆国軍協定第十八条第五項(g)の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に關すること。

三十二 所掌事務に係る国際協力に關すること。

三十三 防衛大学校、防衛医科大学校その他政令で定める文教研修施設において教育訓練及び研究を行うこと。

三十四 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき防衛省に属させられた事務

2 前項に定めるもののほか、防衛省は、前条第三項の任務を達成するため、同条第一項及び第二項の任務に關連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に關して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に關する事務をつかさどる。

（内部部局の所掌事務）

第八条 内部部局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第四条第一項第一号に掲げる事務に關する基本及び調整に關すること。

二 第四条第一項第二号及び第三号に掲げる事務に関する基本に関すること。  
三 前二号の事務に必要な情報の収集整理に関すること。

四 (略)

- 五 第四条第一項第六号及び第八号から第十号までに掲げる事務に関する基本に関すること。  
六 第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十三号及び第十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。  
七 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務に関する各部局及び機関の施策の統一を図るために必要となる総合調整に関すること。  
八 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務で他の機関の所掌に属しないもの

2 前項に定めるもののほか、内部部局は、第四条第二項に規定する事務をつかさどる。

(地方防衛局)

第三十一条 本省に、地方支分部局として、地方防衛局を置く。

2 地方防衛局は、防衛省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 第四条第一項第五号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十六号、第十九号から第三十一号まで及び第三十四号に掲げる事務の全部又は一部  
二 第四条第一項第一号から第三号まで及び第十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。  
三 地方防衛局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第三十七条に規定するもの（第四条第一項第十三号及び第三十四号に係るものに限る。）については、防衛装備庁長官の指揮監督を受けるものとする。  
4 地方防衛局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

○ 防衛省設置法の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）

防衛省設置法（昭和二十九年法律第一百六十四号）の一部を次のように改正する。

- 第六条中「十五万五百人」を「十五万二百四十五人」に、「四万五千二百九十三人」を「四万六千九百九十四人」に、「四万六千九百九十四人」を「四万六千九百七十六人」に、「千五百八十八人」を「千七百三十二人」に、「三百八十六人」を「三百九十四人」に改める。  
第三十一条第二項第一号中「第三十一号」を「第三十二号」に改め、同条第三項中「及び」を「、第三十二号及び」に改める。

附 則  
この法律は、令和六年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第三十一条の改正規定は、公布の日から施行する。